

## 第 54 回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 2 年 6 月 15 日 (月) 午前 10 時から午前 10 時 55 分

2 開催場所 久賀公民館 2 階 大ホール

3 出席農業委員 (12 人)

- 1 番 廣岡 隆義
- 2 番 宮城 恵子
- 3 番 浅原 豊
- 4 番 中河 洋作
- 5 番 星出 栄一
- 6 番 山村 助
- 7 番 角井 雅之
- 8 番 南方 敏男
- 10 番 瀬川 一郎
- 13 番 袴田 光夫
- 12 番 小柳 貴史
- 14 番 安本 貞敏 (会長)

4 欠席農業委員 (2 人)

- 9 番 山本 孝雄
- 11 番 竹本 よし江

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (2 人)

- 4 番 濱田 尚孝
- 12 番 國次 康彦

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 1 農地改良の届出について

審査会 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

その他 諸連絡等

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 瀬川 洋介

書記 中村 作

書記 末長 寿規

- 局長 おはようございます。定刻になりましたので只今より第54回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。最初に安本会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議長 おはようございます。梅雨に入りまして、毎日、鬱陶しい日が続いておりますが、加えて、コロナの感染拡大が噂されておりますけれども、早い収束を願っておるわけでございます。本日はたいへんお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の附議事項は、議案3件、報告事項1件、審査会1件、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は14名、本日の出席委員、12名、欠席委員2名。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は2名、ご出席いただいております。よって、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立いたしております。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。浅原委員と山村委員によろしくをお願いいたします。それでは議事に入る前に事務局より総会の進行について説明をお願いいたします。
- 事務局 先月は出席人数を調整させていただき、ご協力ありがとうございました。先月24日に緊急事態宣言は解除されましたが、3密やソーシャルディスタンスなど新しい生活様式をもって本会も運営する必要があります。そこで会場をここ久賀公民館へ変更しました。今後も必要に応じた対応をしてまいります。委員の皆様には引き続き、アルコール消毒の使用や手洗い、マスクの着用や咳エチケットなど対応をお願いいたします。また、長時間にわたる3密の状態を予防して、議事運営を円滑に進めるため、事前の質疑も行いました。ご協力ありがとうございました。なお、報告事項につきましては、前回同様時間短縮のため、内容の読み上げを省略させていただきます。また議事に入る前に資料の訂正がございます。議案第2号の譲渡人の住所が西安下庄となっているのですが土居が正しいです。お詫びして訂正いたします。事前の説明は以上でございます。
- 議長 それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1とNo.2は関連がありますので一括してご説明いたします。

No.1 申請人、譲受人、椋野（氏名）、譲渡人、福岡県粕屋郡（氏名）申請地、大字椋野、字牛ノ向田第二、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 2401 m<sup>2</sup>、同じく地番●●●●、地目畑、現況畑、面積 141 m<sup>2</sup>、合計 2,542 m<sup>2</sup>権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在 0 m<sup>2</sup>、取得後 No.2 と併せて 3,169 m<sup>2</sup>となります。担当委員は南方委員と濱田委員です。それでは、農地法第 3 条各号の事項について説明します。議案説明資料は、1～4 ページをご覧ください。

本事案については、遠方で通作できないため誰かに譲ろうと計画していた譲渡人の要望に、以前から農地を取得し作物の栽培を計画していた譲受人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数を見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、このあとの事案と併せて本町の下限面積 30a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 7 号の地域調和要件ですが、周辺の農業者とも話し合いながら、周辺整備についても協力する計画であるため周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。

引き続きまして、No.2 申請人、譲受人、椋野（氏名）、譲渡人、椋野（氏名）申請地、大字椋野、字牛ノ向田第二、地番●●●●、地目畑、現況樹園地、面積 627 m<sup>2</sup>、権利の種類は貸借権の設定、契約の内容は賃貸借です。経営面積は現在 0 m<sup>2</sup>、取得後 No.1 と併せて 3,169 m<sup>2</sup>となります。担当委員は南方委員と濱田委員です。

それでは、農地法第 3 条各号の事項について説明します。議案説明資料は、4～7 ページをご覧ください。本事案については、以前から農地を取得し作物の栽培を計画していた譲受人の要望に、譲渡人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を耕作するものと考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の従事日数を見て、耕作に必要な日数につい

て従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、先の申請と併せて本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、貸付人とも話し合い指示に従いつつ、草刈り・耕うん・施肥などの作業を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして地区担当の南方委員、及び濱田委員からその後の補足説明等がありましたらお願いいたします。

8番

No.1の譲渡人は退職されて、北九州へ行っています。奥さんも九州に行きました。先日電話で話したところ、作ってもらうことにしたと話しておられました。No.2も了解済みでございますので、特に言う事はございません。

議長

濱田委員さん、ございませんか。

推委4番

濱田です。先程南方委員さんが話されたように、所有者が北九州へ行っており、現状は耕作放棄地に近い状態ですので、農地を管理してくれる方が見つかったのは喜ばしいことです。現状は、まだ許可はおりていませんが、譲受人が出来る範囲で少しずつ木を切ったりして管理に入っておられる状態です。このまま維持していただければ良いと思います。

議長

はい、ありがとうございます。只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

7番

角井です。少しずつきれいにしているということで、良いことだとは思いますが、写真を見ると申請地は藪というか、雑木林となっていて、農機具の保有状況を見ると、これで認めるのはどうなのかと、疑問が残ります。業者を雇うというのであればこの装備で問題ないかもしれませんが、草刈り機1台と鍬など、というのでは、雑木林を整備するには不十分なのではないかと思うんですよ。そのあたりをもう少しよく確認していただければと思うのですが。

議長

いかがですか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。写真を見ると、実際よりひどく見えるのですが、私も現地に行ったのですが、実際にはそんなにたくさん雑木が生えているわけではないので、管理できないというほどの状態ではありません。この度初めて農地を借りるという方ですので、農機具も、十分ではないのですが、先程濱田委員さんもお話になっていたように、出来ることから少しずつ取り組んでおられますので、次第にその範囲を広げていくということで、途中で雑木の処理などで困ることがありましたら、農業委員さんや推進委員さん、また、事務局の方でアドバイスをしていければと思います。以上です。

議長 角井委員。

7番 購入予定、というのがありますが、この状態だと、こういうものを購入してみてもどうだろう、とかそういうお話もしていただければと思います。

議長 はい。他にございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定いたします。続いての議案については、私の担当議案ですので、議事の進行を廣岡職務代理と交替します。

(席はそのままで進行)

職務代理 続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の許可申請について、No.1 申請人、譲受人、西安下庄(氏名)、譲渡人、土居(氏名)、申請地、大字西安下庄、字西山、地番●●●●、地目畑、現況荒廢、面積306㎡、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。事業計画は資材置場及び車両置き場、並びに車輛回転

場です。その他参考といたしまして第3種農地、平成26年か27年頃から違反転用状態でした。担当委員は安本委員と國次委員です。続いて許可基準について説明します。資料は8～12ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場橋総合支所から北西に約288mの位置にある第3種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は地元の建設業に就労している個人で、職業上4tダンプで帰宅したり、多くの資材や道具を所有する必要があり、その保管場所に困窮していたところ、高齢のため農作業が困難であり、自宅からも離れていて通作が無理となった父親である譲渡人が要望に応えたものであります。また、事業の実施のために他に適当な土地が無いことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後4ヶ月以内に完了の予定であり、また当該土地の使用貸借契約書の写しが添付されており確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当はありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、非農地を利用する計画はなく、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。また、隣接する●●●●●が袋地となっておりますが、耕作管理等のための通行については当該囲繞地●●●●●からの通行の協力をいただいております。なお、本事案は5～6年前から、畑を無断で資材や道具を設置していたところ、農地パトロールにて違反転用が発覚した案件です。申請者両名から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして地区担当の安本委員、並びに國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番

安本です。國次さんと現地を見てまいりました。譲渡人、譲受人にお話を伺いたかったのですが、お二人ともお忙しい方でなかなか連絡も取れませんでしたのでやむを得ず、この件に関わっておられる土地家屋調査士さんにお話

を伺いました。譲渡人、譲受人は親子で、お父さんがお子さんのために住宅を建てました。その上に畑が残っていました。使い勝手が良いものですから、息子さんが建設資材などを置いていたようです。違反転用とは知らずに使っておられたようですが、農業委員会事務局の指導の下、出来る限り資材などをのけています。一部、トタンぶきの倉庫をコンクリートで固定しています。今回、事業計画書に書いてありますように、正規に手続きを行うとの、土地家屋調査士さんの説明でございました。始末書も提出されておりました、今後農地法を遵守していくとの回答でございました。簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

職務代理 國次委員さん。

推委12番 安本委員さんの言われた通りで、補足は特にありません。

職務代理 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問等はございませんか。角井委員。

7番 現況地目は、雑種地とかではなくて、荒廃、という表現で良いんでしょうか。ここは第3種農地ですし、問題ないとは思いますが、資材置場ということで、置く物によっては砂利が道に流れていくとか、溝に流れるということが無いようにしていただければと思います。

職務代理 他にございませんか。

(質問等なし)

ご質問等もないようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは、議事の進行を安本会長にお返しします。

(席はそのままで進行)

議長 続いて日程3、報告事項1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告事項 1 土地改良の届出について 申宅地に接している法面をコンクリート補強し、農地を整備する届けが出ております。残った部分は家庭菜園で使うという事でした。

議長 只今の事務局の報告に、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議長 ご質問等がないようでしたら、皆様方のご了承をお願いいたします。続いて日程 4、審査会に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事前にお配りしております農用地利用集積計画について、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。令和 2 年 6 月 25 日告示予定で新規 33 件 55,568 m<sup>2</sup>、更新 49 件 80,369 m<sup>2</sup>、合計 82 件 135,937 m<sup>2</sup>の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 はい、それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。角井委員。

7 番 角井です。大島地区の●●さんは、最近は管理はどんな状態ですか。

事務局 この方は以前から、管理が悪いということで、事務局で見てまいりました。一番ひどかった戸田の農地なのですが、現在はきちんと草刈りがされ、最低限の管理はされている状態でした。

7 番 適正な管理、最低限の管理・・・

事務局 最低限の管理です。

7 番 それで畑を増やす。

事務局 家族の協力も得て、管理していくということです。

7 番 家族の協力を得る、ということで良いですか。従事日数が 20 日とか 40 日とか。お兄さんもお勤めのですし。何の仕事かわからないけど。大丈夫で

すか。

事務局

この方に関しては、これまでの事もあるので、引き続き、利用状況調査等で様子を見ていきたいと思ひます。

議長

他にございせんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。  
本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。

続いて諸連絡について事務局よりお願いいたします。

事務局

(諸連絡)

- ・新年度総会日程について
  - ・次回開催令和2年7月15日(水)午前10時から久賀公民館2階大ホール
- 議案は7月3日までに発送予定

議長

以上をもちまして第54回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。  
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和2年6月15日開催の第54回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和2年7月15日

周防大島町農業委員会会長 長本良敏 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 浅原豊 

周防大島町農業委員 山本助 